

## 東郷町都市計画審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、東郷町都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 東郷町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

**第3条** 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 議会の議員

(2) 学識経験を有する者

(3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

**第4条** 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができな

い。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。